

1 請求する収支報告閲覧対象文書の写し

※1 枚数欄は 空欄でも請求できます。(交付手数料は、秋田県選舉管理委員会で枚数を確認してから納付していただきます。)

※2 實施方法欄は、「2. 求める写しの交付方法等」／イ「求める写しの交付の実施方法」で③を選択した場合に記入してください。